

公 共 神 第 112 号
令和 7 年 10 月 1 日

任意継続組合員 様

公立学校共済組合神奈川支部長

令和 7 年度被扶養者の検認事務について（依頼）

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条に基づき、被扶養者の認定状況を確認する「検認事務」（以下、「検認」という。）を行います。

つきましては、同封の「令和 7 年度検認事務被扶養者申立書（別紙 1）」を被扶養者ごとに記入し、必要書類を添付のうえ、提出期限までに給付グループへ提出してください。被扶養者が複数いる場合は、（別紙 1）をコピーして使用してください。

被扶養者の継続認定の可否については、（別紙 2）から（別紙 4）で確認してください。

就職や収入超過等のため被扶養者の認定を取り消す場合は、検認事務を受けずに、別添「提出書類一覧【取消用】（別紙 B）」を参照のうえ、「任意継続組合員被扶養者取消申出書」（給付様式第 6-3 号）に必要書類を添付のうえ、取消の手続きをしてください。

1 確認が必要な被扶養者

15歳以上（義務教育終了後）～75歳未満の被扶養者

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに認定を受け、認定時に令和 7 年度の市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（給与収入等が記載されているもの）を提出した被扶養者及び義務教育終了前の被扶養者の検認は行いません。

2 提出書類

- （1）令和 7 年度検認事務被扶養者申立書（別紙 1）
- （2）添付書類 …（別紙 1）裏面の書類

3 提出方法

特定記録郵便等で、2（1）、（2）を給付グループへ提出してください。

4 提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）

書類を提出後、不備があった場合は給付グループから連絡します。不備等の連絡がない場合、検認は完了です。

書類の提出がない場合や検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。

【地方公務員等共済組合法施行規程(抄)】

第 97 条 組合は、組合の定めるところにより、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をするものとする。

2 組合員は、検認、更新、記載事項の訂正又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効とする。

問合せ・提出先

給付グループ 吹越、田口

電話 (045)210-8179

〒231-8309

横浜市中区日本大通 7